

令和6年度大阪府立母子・父子福祉センター事業計画

(1) 母子家庭等就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭の親は、子育て等のため、時間など一定の制限があり、パート、臨時職員といった不安定な雇用が多く、就労による収入が低い水準にとどまっており経済的に自立できるよう支援することが必要です。また、物価高騰の影響により生活環境は依然として厳しい状況が続いています。その上、ひとり親家庭等が抱えている課題は、多くが複雑に重なり合っていることから、総合的な支援策を実施していく必要があります。このため、ひとり親家庭等が就業と子育ての両立を図ることができるよう、専門相談員による就業相談から就職情報の提供、就業支援講習会の開催、親子（面会）交流・養育費相談を行います。また、弁護士による法律相談を行うなど、就業支援と生活支援を組み合わせた就業・自立支援センター事業を展開します。

①就業支援事業（随時）

➤就業等相談対応

センターホームページ、LINE メッセージ及びリーフレットや広報誌、各市町村窓口、母子・父子自立支援員、ハローワーク、地域の母子会ネットワーク等を通じて周知を図ります。毎週月～土曜日 10：00～16：00 に、専門相談員による就業相談や就職情報の提供を実施します。電話やメール・Zoom による相談も行うとともに、面接相談日には託児サービスを提供します。

相談内容や回数に応じて、相談から 6 カ月後を目安に、その後の状況を電話やメール等で確認し、相談者の状況に応じた支援を行います。

➤職業紹介・就労斡旋

企業からの求人受理時に就業に関する周辺情報を収集し、その情報を求人票に記載してホームページや LINE メッセージで情報発信します。

また、求職者の来所時における相談・紹介だけでなく、相談から得られた希望条件やスキル等によりハローワークインターネットサービス等から継続的に求人情報を収集し、収集した情報を電話、メールや郵便等により迅速に提供することで、求職者の就業意欲を喚起し就業に繋げるよう、就業・自立支援センターの職業紹介所としての機能を強化します。

➤求人企業開拓

求職者が希望する勤務地や職種にマッチする企業やハローワークが保有する求人情報のうち子育てに配慮されていると思われる求人者に訪問、電話等で開拓を行うとともに、求人協力依頼文書の発出（大阪労働局くるみん・えるぼし認定企業等）を行います。また、企業の方が集まる団体等と協力して、ひとり親家庭の現状を理解いただき、求人の提供依頼を行います。

➤就職活動における、会社訪問や面接時のスーツ等の貸し出し等

➤履歴書や職務経歴書の書き方指導、模擬面接の実施

就職活動用のスーツ等の貸し出しや、履歴書や職務経歴の書き方の指導等、模擬面接等、一人ひとりに合ったきめ細やかな対応を行います。

②就業支援講習会事業

社会情勢の変化なども踏まえ、ニーズが高く、より就業に結びつきやすい就業支援講習会を実施します。また、講習会修了時と修了2か月～3か月後（追跡調査）に受講生へ個別にアンケート調査を行い講座に関する意見等を調査し、講習会メニューの見直しを含め、継続して一人ひとりに細やかな支援を実施します。また、母子・父子福祉センターをより活用いただくため、アンケートの回答を求めると共に、紙媒体と二次元コードの併用等、実施手法を改善します。

また、就職に有利となる最新試験情報や試験科目に応じた受験方法等の情報を収集し、受講者の試験に対して情報提供を行います。また、講習時には安心して勉強に集中していただけるよう、託児サービスを実施します。

➤講習カリキュラム

・試験対策（ネット受験可能の科目については受講生に情報提供する）

パソコン初級（ワードの基礎とエクセル3級）（年3回開催）

登録販売者（年1回開催）

日商簿記3級（年1回開催）

ケアマネージャー（年1回開催）

介護福祉士（介護福祉士試験直前対策講座）（年1回開催）

・研修

介護職員初任者研修（年1回（6月～11月）開催）

介護福祉士実務者研修（年2回（5月～9月）開催）

・受験対策

正看・准看護師養成校受験対策講座

（正看コース：年1回（5月～12月）、准看コース：年1回（5月～12月）開催）

③就業情報提供事業（随時）

➤求人情報の提供

➤応募希望する職業にかかる解説情報等

➤郵便及び電子メールによる提供

ホームページは常に最新の情報（求人）を公開し、各種相談や講習会等の情報を広く周知します。タイムリーな情報の掲載を行うと共に、スマートフォン等で身近に情報が見られるよう、センターホームページやLINEの二次元コードを情報誌や案内チラシ等に掲載するとともに、スマートフォンで見る求人情報を分かりやすいものにするよう心がけます。また、当センターの求人情報や講習会等の募集案内をLINEのタイムラインに掲載し、LINEの友達登録をした方に対して素早く情報を提供します。WEB機器をお持ちでない方に対しては、電話、郵便などでも情報を提供します。

加えて、ホームページについては文字サイズや配色、概要部分はやさしい日本語（ひらがな）を使用します。また、国及び大阪府から入手した、ひとり親家庭支援施策の最新情報については支援内容が分かりやすく伝わるように掲載し、閲覧者からの意見収集については気軽に意見・感想のコメントを書けるようにするなど引き続き対応していきます。

④親子（面会）交流・養育費支援事業（随時）

養育費専門相談員を配置し、ひとり親家庭等が抱える生活や子育て、親子（面会）

交流、養育費の確保、財産分与等の悩みについて電話や面接による相談を行います。
また、離婚前の方の相談にも応じ、Zoomによる相談も可能としています。

相談内容や回数に応じて、相談から6カ月後を目安に、その後の状況を電話やメール等で確認し、相談者の状況に応じた支援を行います。

➤専門機関との連携による親子（面会）交流支援

家庭問題情報センター大阪ファミリー相談室と連携し、子どもの心身の健全な成長のために親子（面会）交流や養育費について情報交換を行います。

大阪ファミリー相談室が実施している親子（面会）交流支援事業についての趣旨を理解し当施設の保育室を親子（面会）交流の実施場所として依頼があれば提供する予定です。

（但し、土曜日は講習会の託児で使用、日曜日は閉館のため平日のみとなります）

➤親子（面会）交流・養育費相談

- ・親子（面会）交流・養育費相談 月曜日～土曜日 10：00～15：00

※面接相談の場合は要予約

➤法律相談

- ・法律相談 弁護士による専門相談を実施します。年18回 毎月第2土曜日
奇数月 原則第4木曜日（保育あり）要予約

⑤相談関係職員研修支援事業（年5回）

各福祉事務所に配置された母子・父子自立支援員等の資質の向上及び相談技術のスキルアップを目的として開催します。

令和6年度 ①5/24 ②6/26 ③9/18 ④10/18 ⑤11/15

毎年度5回開催する研修会においては、メニューによって各市町村子ども福祉担当課職員、社会貢献支援員、ハローワーク職員、大学教授等が講師として、時には傍聴者として参加するため、社会資源として認知してもらえるよう、センターの事業内容を詳しく説明していきます。

引き続き各種事業に係るデータを取得するとともに、アンケート結果を講習会や研修等の内容に反映させます。

➤研修テーマ

「ひとり親家庭等の福祉施策」、「人権研修」、「対人援助のための相談面接技術」、「家庭裁判所の見学」、「DV・虐待被害者の更生」等

(2)ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦が、就業や修学等の自立に必要な事由や疾病により、一時的な介助、保育等日常生活に支障が生じた場合等、多様なニーズに応じて家庭生活支援員（ヘルパー）を派遣し支援を行います。

センターホームページ及びリーフレットや広報誌等により、各市町村窓口、母子・父子自立支援員、地域の母子会ネットワーク等を通じて制度の周知を行います。さらに、就業支援講習会や就業・生活相談等、センターを利用される方に日常生活支援事業制度についての説明を丁寧に行っていきます。

また、引き続き家庭生活支援員の確保のため、各市町村のファミリーサポートセンターと連携を図り増員に努めます。

①家庭生活支援員（ヘルパー）派遣（随時）

ひとり親家庭等を対象に技能習得のための通学や就職活動等、一時的に生活援助や保育サービスが必要な家庭に対し、保育士等の資格を有する者など一定の要件を備えた家庭生活支援員を派遣します。

②家庭支援員研修 子育て支援員（年1講座開催）

家庭での育児、児童のしつけなど子どもの世話や家事など、ひとり親家庭が生活の中で直面する諸問題の解決や児童の精神的安定を図るような生活支援に関する講習会を実施し、家庭生活支援員及び子育て支援員の資質向上を図ることともに、家庭生活支援員への登録者も増やしていきます。

令和6年度 ①1/25 ②2/1 ③2/8 ④2/15 ⑤2/22 ⑥3/1

各土曜日 計6回・27時間

(3)ひとり親家庭等生活向上支援事業

ひとり親家庭等からの育児や家事、健康管理等の生活一般に係る相談に応じ、必要な助言や各種支援策の情報提供等を行います。また、家計管理、子どものしつけ・養育費や親子（面会）交流等に関する専門家による講習会を開催し、生活の向上を図ります。

① ひとり親家庭等生活相談支援事業（随時）

ひとり親家庭等が抱える生活や子育て等、様々な悩みに対応するため、面接相談や電話による相談のほか、来館や電話が出来ない方には、Zoomやメールによる相談にも対応します。相談時の様子から、その後の状況を伺うことがあることに理解いただいた場合は、アフターフォローを行います。

・生活相談 電話・面接・Zoom・メールによる相談 10:00～16:00

月曜日～土曜日 ※面接相談の場合は要予約

②家計管理・生活支援講習会事業（年3回開催）

家計管理、子どものしつけ・育児や養育費の取得手続き等に関する講習会を開催、また離婚前の方の相談にも応じます。

引き続き各種事業に係るデータを取得するとともに、アンケート結果を講習会や研修等の内容に反映させます。

➤講習会テーマ

第1回 7月20日（土） 子どものしつけ・育児に関するテーマ 予定

第2回 12月 7日（土） 家計管理に関するテーマ 予定

第3回 3月 8日（土） 親子（面会）交流・養育費に関するテーマ 予定

(4)環境活動について

研修会資料等は原則として両面コピーにするとともに、印刷ミスを減らすため、印刷前

の再チェックを習慣づけます。また、毎月職員間でコピー機の利用枚数等を共有し、環境負荷の少ない取組みに対する意識の向上に努めます。

(5) 利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・対策について

センター利用者には、満足度向上を図るため、アンケート調査にご協力いただき、その結果をもとに改善を図ります。また、母子・父子福祉センターをより活用いただくため、アンケートの回答を求めると共に、紙媒体と二次元コードの併用等、実施手法を改善します。引き続き各種事業に係るデータを取得するとともに、アンケート結果を講習会や研修等の内容に反映させます。

就業支援講習会の実施に際しては、労働市場で必要とされるスキルや利用者からの要望等を踏まえた講習科目を設定し、キャリアアップや安定就労の実績に繋げることで利用者の増加を図り、当センターの将来あるべき姿に向けて、適宜見直すことで本センターの計画的な管理運営に取り組みます。

また、相談ツールでもある Zoom 相談をしやすいするため、ホームページに Zoom の使い方マニュアルを掲載し、オンライン相談者の利用に引き続き努めます。

センターホームページ、LINE メッセージ及びリーフレットや広報誌、各市町村窓口、母子・父子自立支援員、ハローワーク、地域の母子会ネットワーク等を通じて周知を図るとともに、各市町村広報誌等に母子家庭等就業・自立支援センター事業の内容を掲載して頂きます。また、センターHPのQAページタイトルの変更や、ひとり親家庭等の支援制度を項目に分け掲載するなど、制度の案内方法を工夫します。

また、地域の母子会ネットワーク等を通じて、各市町村の自治会や学校、保育園、社会福祉協議会等へリーフレットや携帯カードを配架しセンターの周知を行います。

さらに、チラシやリーフレットにセンターのホームページやLINEの友達登録の二次元コードを掲載するとともに、事業の利用イメージが湧くよう、ホームページに事業の利用者の声を掲載します。

(6) 施設の維持管理の内容・適確性及び実現の程度について

LINE・メール等で取得した個人情報の管理方法について整理し、管理マニュアル等運用します。